

甲 賀 市 告 示 第 8 号

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請があったので、これを相当と認め、同条第2項の規定により下記のとおり公告する。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を申し出ることができる。

令和6年1月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴



記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 笹路区自治会

(2) 区域 滋賀県甲賀市土山町笹路 2 0 5 番地から笹路 3 4 1 番地まで

(3) 主たる事務所 滋賀県甲賀市土山町笹路 2 4 6 番地

2 申請不動産に関する事項

・土地

	所在地	地目	面積 (㎡)
1	甲賀市土山町笹路字北仲田 1 7 1 番 1	原野	1 6 1 ㎡
2	甲賀市土山町笹路字中ノ垣外 2 7 3 番 1	宅地	6 4 . 3 7 ㎡
3	甲賀市土山町笹路字札ヶ谷 4 4 1 番 1 2	山林	4 9 5 ㎡
4	甲賀市土山町笹路字札ヶ谷 4 4 1 番 1 9	山林	4 9 5 ㎡

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

不動産 甲賀市土山町笹路字北仲田 1 7 1 番 1

	表題部所有者
住所	(記載なし)
氏名	土山鹿藏、土山寅吉、土山房吉、土山竹次郎、土山平吉

不動産 甲賀市土山町笹路字中ノ垣外 2 7 3 番 1

	原始登記名義人	
住所	甲賀郡山内村大字笹路 2 5 0 番地	甲賀郡山内村大字笹路 3 2 8 番地
氏名	福井熊次郎	黒川豊吉
住所	甲賀郡山内村大字笹路 3 3 2 番地	甲賀郡山内村大字笹路 3 2 0 番地
氏名	黒川亥之助	黒川忠次
住所	甲賀郡山内村大字笹路 3 4 1 番地	甲賀郡山内村大字笹路 2 3 1 番地

氏名	土山武三郎	土山初治郎
住所	甲賀郡山内村大字笹路 2 6 1 番地	甲賀郡山内村大字笹路 2 2 9 番地
氏名	土山常吉	土山佐太郎
住所	甲賀郡山内村大字笹路 3 1 3 番地	甲賀郡山内村大字笹路
氏名	黒川元藏	土山浅吉

不動産 甲賀市土山町笹路字札ヶ谷 4 4 1 番 1 2

甲賀市土山町笹路字札ヶ谷 4 4 1 番 1 9

	原始登記名義人	
住所	甲賀郡山内村大字笹路 3 2 8 番地	甲賀郡山内村大字笹路 3 2 0 番地
氏名	黒川重太郎	黒川幾太郎
住所	甲賀郡山内村大字笹路 2 6 1 番地	甲賀郡山内村大字笹路 2 2 4 番地
氏名	土山常吉	土山小三郎
住所	甲賀郡山内村大字笹路 2 2 9 番地	甲賀郡山内村大字笹路 2 3 1 番地
氏名	土山春治	土山初治郎
住所	甲賀郡山内村大字笹路 3 4 1 番地	甲賀郡山内村大字笹路 3 3 2 番地
氏名	土山武三郎	黒川八右エ門
住所	甲賀郡山内村大字笹路 3 1 3 番地	甲賀郡山内村大字笹路 2 5 0 番地
氏名	黒川棄次郎	福井熊次郎

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和6年1月17日から同年4月17日まで

5 異議を申し出る方法

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、上記3に掲げる者であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて甲賀市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

甲賀市水口町水口6009番地1(甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」)

甲賀市総合政策部市民活動推進課

電話 0748-70-6032